

請願第 50号

平成30年10月 4日

川崎市議会議長 松原成文様

川崎区

全日本年金者組合

川崎市支部協議会

公的年金の毎月支給を求める意見書を国に提出することに関する請願

#### 請願の要旨

貴議会において、地方自治法第99条に基づき、公的年金の毎月支給を実現することを意見書として国に提出していただきたく、請願いたします。

#### 請願の理由

貴職におかれましては、川崎市民の生活向上と福祉増進のために御尽力されておられることに敬意を表します。

公的年金の支給については、年金受給者のサービス改善を図るため平成元年に年6回支給に改善されてきた経緯があります。しかしながら、住民税、固定資産税などの納付時期は年金支払いと必ずしも合致せず、それらを支払った後、また、冠婚葬祭などの臨時の支出が出れば、次の年金支給日までは、生活費の支出を極力抑えたり、借金でしのいだり、医療機関に掛かることさえも我慢して暮らさざるを得ない実態があります。また、高齢者は年金の削減、医療費などによる経済的不安に加え、介護の不安も抱えながら暮らしています。政府の政策によると、今後も年金額の引下げが計画されており、高齢者、年金受給者の生活は一層困難なものになると考えられます。

そこで、年金者組合員の中から、せめてもの対策として公的年金を毎月支給

に改善してほしいとの声が高まっております。年金生活者にとって年金が毎月支給されることによって、月ごとの計画的な生活設計が成り立つことが期待されます。

欧米諸国では、スイス、カナダ、アメリカ、ポルトガル、フランス、ドイツなどで年金の毎月支給が実施されており、さらに進んだところで、ニュージーランドでは2週間に1回の支給となっていて、いまや毎月支給は国際的に当然となっています。

以上の趣旨に鑑み、公的年金の支給について、現行の2か月支給を毎月支給に改めるよう、国へ意見書を提出する事を求めます。

紹介議員

石 田 和 子